事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みを具体的に記載してください。

地域の皆様と地域の強みやニーズ等の情報を共有しながら、より魅力的な地域となるように、地域の皆様の活動を支援してまいります。

具体的な取組内容としては、次の通りです。

- 1 「誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち」を目標に地域共生社会の実現に向けて、 子どもと高齢者の交流等に引き続き取り組んでまいります。
- 2 当地域ケアプラザは担当エリアの端に位置しており、神奈川地区や浦島丘地区などの高齢者や障害児・者は来館が困難な状況です。また当地域ケアプラザ周辺の徒歩圏内にお住いの高齢者や障害児・者も多数の踏切や坂道があり、当地域ケアプラザから足が遠のきがちです。このような地域状況から、出張相談や出前講座を積極的に実施し、相談や情報提供の機会の確保に取り組んでまいります。また、自治会町内会や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、シニアクラブ等、既存の団体と協働して様々なネットワークを構築してまいります。
- 3 どんな些細なことでも気軽に相談していただけるよう、「身近な相談者」であることを、機会があるごとに広報します。相談には真摯に向かい合い、迅速かつ的確・丁寧に対応します。
- 4 介護サービスの最新情報はもちろん、地域のインフォーマルサービス情報を収集し、高齢者に 限らず、子育て・障害の地域の相談窓口として、支援を必要とする方に情報提供します。
- 5 サービス事業者や医療機関、専門機関とのネットワークづくりに努め連携して、支援が行き届 くようにします。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組みについて

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題をどのように把握・分析し、地域ケアプラザとしてどのように地域の将来像に向けて取り組んでいくか、具体的に記載してください。

1 地域ケアプラザの周辺地域の状況

新子安地域ケアプラザの担当エリアは海に沿い4 kmの横長となっています。エリアには幹線道路(国道1 号線や国道15 号線)や鉄道(J Rや京浜急行)が地域を分断するように並行して走っており、交通の利便性がよい反面、幹線道路や踏切、歩道橋などを渡らなければならず、地域住民等にとってはバリアーとなっています。

国道1号線はバスの往来も多く、高齢者はバスを使って横浜や鶴見に出かける状況がみられます。エリアには7駅(京急新子安・子安・神奈川新町・仲木戸とJR新子安・東神奈川・大口)

があり、通勤・通学への利便性から転入者も多いですが、企業が多いことから転勤に伴う横浜市外への転出が多いことが地区概況データからも分かります。転入と転出の割合が高く人の入れ替わりが大きくなっているのが特徴です。

JRの線路を境に海側は平坦な地形です。商業施設や福祉施設は少なく、埋立地には企業や工場などが多く建ち並んでいます。線路を挟んで山側の浦島丘と子安台は勾配もあり坂道が多くなっています。

担当エリアは5地区(神奈川地区・浦島丘地区・子安通一丁目地区・入江地区・新子安地区) あり、高齢化率は17.6%ですが、なかでも神奈川地区の亀住町は32.6%、神奈川一丁目は30.6%、 新子安地区の子安台一丁目で28.6%と高くなっています。

一方で、駅前再開発により新興の高層住宅に若年世帯の人口流入もあり、乳幼児が多くなっています。マンションが多い新子安地区と神奈川地区は0~14歳の人口比率が14%と高くなっています。

東日本大震災後、海側のエリアでは津波警戒、住宅密集地では火災予防と防災・減災に対して の意識が高くなっています。

2 地域の魅力

この地域の魅力は歴史のある東海道五十三次の一つ神奈川宿があった場所で、神奈川宿歴史の道もあり、寺社や歴史的な名所も多くなっています。海沿いの浜通りでは、古くから漁業が行われ、江戸時代には幕府お抱えの漁場として栄え、現在は屋形船や釣り船、アナゴ漁が有名です。レトロな街並みであることからドラマの撮影地や、写真家が訪れる町となっています。大型マンションの建設などもあり、若い世代も増えていて活気にあふれています。

3 地域の課題

- (1) 幹線道路や線路で地域が分断されており、歩道橋や踏切はあるものの地域の方々にとって周遊性の支障になっています。また、新子安地区の海側には公園がなく、幹線道路沿いとなっているため、子ども達が安心して遊べるところがなく、また子安通一丁目地区は幹線道路と踏切を渡らないと公共施設や商業施設がないという課題があります。
- (2) マンションが増加している地域では、オートロックの問題や自治会町内会未加入により、 要援護者の把握ができないなどの課題があります。マンション管理会社と地域が協力して 孤立死の予防や見守りネットワークの構築を行う必要があります。
- (3) 担当エリアでは、子育て、高齢者、障害児・者など幅広い層への支援が必要であるとともに、 住民同士のつながりや、顔がみえる関係づくりが求められています。また、マンションが多 い地域では、新旧住民の交流がないことも大きな課題となっています。
- (4) 地域ケアプラザが担当エリアの東の端に位置しており、神奈川地区や浦島丘地区などからは 距離があります。また、地域ケアプラザまで徒歩圏内にお住いの方でも、線路や幹線道路を 越えることが負担になっており、地域ケアプラザから足が遠のきがちな状況です。
- (5) 民生委員児童委員や地区社会福祉協議会役員、自治会町内会役員などの担い手確保が難し

く、複数の役を兼ねている実態があります。

(6) 単身者用マンションも多く、外国籍の住民(中国、ベトナム、ネパール)が増加していますが、 地域との関わりが少なく、ゴミ出しの問題等もあり、異文化交流が求められています。

4 具体的な取組

(1) 出張講座、出張相談の実施

地域ケアプラザの立地や担当エリアの周辺状況から、地域の方々が地域ケアプラザを利用しに くい現状があるため、次のように地域の中で事業等を行うことにより、「身近な相談者」の役割を 果たします。

- ア 浦島丘地区では2ヶ月に1回、茶話会を行い、定期的に自治会町内会や民生委員と情報交 換や同行訪問を行います。
- イ 地域ケアプラザから離れた地区である神奈川地区では、神奈川地区センターと連携を図り、 出張講座を行います。
- ウ 地域のサロンで、支援者や参加者から地域のニーズを聞き取っています。また、サロンの 継続や安定した運営を目指して、サロン支援者同士の交流の場や研修会などを開催してい きます。

(2) 地域団体との連携

- ア 自治会町内会や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、シニアクラブ、保健活動 推進員会等とボランティア団体などが共に連携して、相互理解を図り、情報を共有するこ とにより、誰もが住みやすい町づくりを進めています。
- イ 福祉保健の拠点として、地域の方々と共に「つながりの大切さ」「地域での見守りのネット ワーク」を幾重にもひろげていけるよう、支援をしています。
- ウ 障害の部門では、療育ネットワーク「gift」に参加し、神奈川区社会福祉協議会や当事者 家族、放課後デイ、基幹相談支援センターと連携し、区域で障害に関する啓発事業に取り 組んでいます。

(3) 住みやすい町づくり

- ア 幹線道路や線路など危険な箇所が多いため、地域の方々がお互いに助けあえるよう、地域 の見守りの促進やネットワークづくりを支援していきます。
- イ 地域の方々が課題や問題を一人で抱え込まない・悩まない環境づくりを関係機関と連携して行っています。
- ウ 子どもを通して養育者と地域が繋がれるように、新子安地区では年に2回、「こどもみらい 会議」を開催し、多世代交流を目的とした話し合いや、地域の公園に子ども達と、高齢者 が一緒に花を植え、花を育て、環境美化を図る「フラワープロジェクト」を行い、異世代交 流を図っています。
- エ 地域と企業と地域ケアプラザとで合同の防災訓練を実施しています。また、災害時だけで

はなく、平時の見守り機能を活かせる関係を築いています。

オ 地域ケアプラザは災害時の福祉避難場所として、神奈川区と協定を結んでいます。そこで協会では事業継続計画(BCP)を策定し、大規模災害発生時も可能な限り対応していきます。

(3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

1 神奈川区社会福祉協議会との連携

(1) 地域福祉保健計画推進会議や協議体、各種連絡会などを通し、連携しています。

平成 29 年度に亀住町の役員・民生委員児童委員・保健活動推進員を中心に、「住民支え合いマップ作成」の会議(協議体)を開催しています。この協議体を通し、住民支え合いマップから支援が必要な方の情報を把握・収集し、見える化することで見守り強化に繋げています。また、マップから見えてきた課題を共有し、地域の方と専門機関との連携を図っています。

平成30年度には、浦島町の神奈川芙蓉ハイツ管理組合にて「集会所の有効利用を考える」の会議(協議体)を開催しています。神奈川芙蓉ハイツ内の空き室を利用して住民が定期的に集える居場所を作り、誰もが利用でき地域でお互いに支えあえる環境を作ることができるよう、話し合いを重ねています。

- (2) ボランティア育成やボランティアコーディネートに関して協力体制を取っています。
- (3) 権利擁護事業の「あんしんセンター」と連携し、成年後見サポートネットに2ケ月に1回 出席し、意見交換や情報提供、情報交換を図っています。
- (4) 月1回、神奈川区役所高齢・障害支援課担当職員と神奈川区社会福祉協議会職員との個別 ケースカンファレンスにおいて、「あんしんセンター」担当職員と情報共有を図っていま す。
- (5) 地域行事等の情報を相互に連絡をし、連携を図っています。

2 医療関係者との連携

- (1)協力医の来所時に、各事業担当者が医療的なアドバイスを受けるなど、情報交換を行い、 より質の高いサービス提供に活かしています。
- (2) 担当地域の医療機関や薬局等に接点を持ち、ケアマネジャーが連携しやすい時間帯・方法などの情報を収集するなど、医療関係者とより良い関係を構築し、信頼を高めています。
- (3) 認知症の人が適切な医療機関につながるよう、認知症初期集中支援チームの一員として、 神奈川診療所と連携しています。
- (4) 神奈川区在宅医療連携拠点の主催する多職種連携会議や、神奈川区医師会が主催する緩和

医療研究会定例勉強会に参加しています。

3 他機関との連携

- (1) 神奈川区医師会主催等によるケアマネジャーや専門職も参加する勉強会(医療情報、介護 保険制度、施設見学等)へ積極的に参加しながら、情報の共有を図っています。
- (2) 当法人の福祉用具センターや神奈川診療所と連携し、「介護者のつどい」の中で講演・講座などを依頼することで、地域での理解を深めています。
- (3) 地域ケア会議を主催し、多くの専門職とともに地域における課題を整理し、解決方法を検討し地域にフィードバックしています。
- (4) 学校、地域子育て支援拠点等と情報交換や共有、事業、福祉教育などを通して、連携を深めてまいります。

4 地域団体との連携

- (1) 各地区の連合自治会町内会や民生委員児童委員協議会の定例会に出席し、意見交換しなが ら各地域の情報を共有しています。また、各団体の活動内容を把握するとともに、地域ケ アプラザの事業案内や介護予防の啓発等を行っています。
- (2) 民生委員児童委員との連携を密にして、地域で孤立する可能性がある高齢者に関する情報の共有を図っています。
- (3) 各地域防災拠点や自治会町内会の防災訓練に参加し、災害防止の啓発や非常時における協力関係を強化しています。

5 他の地域ケアプラザとの連携

- (1) 区内の連絡会、および法人内の地域ケアプラザの専門職別に行われる専門職会議などで、情報交換を積極的に行い、自主事業やネットワーク会議などでより充実した取り組みを行えるように努めています。
- (2) 近隣の地域ケアプラザと協力し、自主事業の開催等を通して地域福祉保健計画の推進に努めます。
- (3) 神之木地域ケアプラザと協力して、サービスB事業所の体験会を行っています。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

1 基本理念

お客様の満足

- ・ お客様のご満足を第一に「お客様の生活、お客様が必要とされること、お客様の気持ち・願いにそって、高品質のサービスを提供する」ことを徹底して追求します。
- ・ 日常活動において、お客様への迅速な対応、約束の遵守、適切な電話応対・挨拶等 ビジネスマナーの基本を確実に実践します。

人を大切にし 共に育ちあう企業風土

- ・ 職員一人ひとりが「人」として、互いに高めあい支えあいながら、より高いスキル、よりしっかりした人権感覚、いつも変わらぬ温かい思いやりの心を目指す風土を つくります。
- ・ 職員が誇りと生きがいを感じることができる法人を目指します。

公正で透明感のある企業倫理

- ・ 公正、責任、透明性を重んじ、社会から信頼される行動に努めます。
- ・ 社会とのコミュニケーションが私たちを鍛え、育ててくれるとの認識に立ち、お客様 からのご意見・ご要望・苦情等への対応を明確にし、情報開示、説明責任を重視します。

この理念を具現化するために、平成 27 年に中期経営計画(平成 27 年度~令和元年度)を策定し、以下の基本方針の下、運営をしています。なお、次期計画は、現在策定中です。

2 基本方針

- (1) 基本理念に基づいてお客様お一人おひとりにきちんと向き合ったサービス提供をいたします。
- (2) 市内全域で在宅・施設サービスの両面を総合的にサポートできる福祉サービス提供体制を目指しています。
- (3) 在宅サービスでは、住み慣れた地域で安心して生活していただけるように、地域におけるご相談の窓口として地域ケアプラザの地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の設置、そして、訪問介護や通所介護、地域密着型サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護等)、福祉用具貸与・販売、また、医療対応が必要なお客様の対応として、訪問看護事業を実施しており、お客様のニーズにお応えする多様なサービス提供ができる体制の整備を図っています。
- (4) 施設サービスでは、として、神奈川県下最大のベッド数である大型規模の特別養護老人ホームや養護老人ホームの運営、喀痰吸引等医療依存度の高い方の積極的受け入れや嚥下ショートステイ等、高い介護技術の提供ができるよう職員教育に力を注いでいます。
- (5) 職員こそが財産であり、「人財」と考えた育成をします。

福祉専門職集団であることを自負し、徹底した専門性を追求し、質の高いサービスを提供できるよう研鑽を積んでまいります。

(6) 職員の心身の健康増進に努めています。 平成30年9月に「健康経営宣言」を行い、平成31年4月より「横浜 健康経営認証クラスA」の承認を受けました。



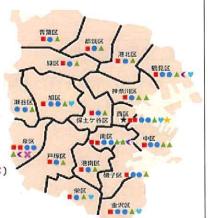
(7) 健全で安定した経営を行います。

理事会を中心としたガバナンスを基にした経営を実行します。監査法人による監査や内部監査を実施し、透明性・健全性・安定性を維持していきます。

3 業務実績

社会福祉法人横浜市福祉サービス協会は、昭和59年12月に財団法人横浜市ホームヘルプ協会として設立され、35年間にわたり、ホームヘルプサービス(訪問介護事業)のパイオニアとして歩むとともに、地域ケアプラザや老人ホームの運営など総合的な福祉の担い手として、幅広い福祉サービスの提供に取り組んでいます。

- ① 本部(★)
- ② 地域ケアプラザ(■) 20館
- ③ 訪問介護事務所(●)27事業所
- ④ 居宅介護支援事業所 (▲)21事業所
- ⑤ 老人ホーム(《) 3館
- ④ 訪問看護(♥) 5事業所
- ⑥ 福祉用具事業所(*)
- ⑦ 小規模多機能型居宅介護(*)



事業内容は訪問介護事業(27事業所)・訪問看護事業(5事業所)の他、地域ケアプラザ(20館)や特別養護老人ホーム(3館)の運営、小規模多機能型居宅介護(1事業所)、高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業、福祉用具貸与・販売事業など、ここ横浜の地でお客様である市民の皆様お一人おひとりの状況に真摯に向き合い、質の高いサービス提供に努め、「できるコト、まだまだ。」を合言葉に地域の皆様とともに、様々な課題解決に取り組んでまいりました。

また、法人の基本の理念に基づき、様々な取組を行ってまいりました。

例を挙げると、横浜市に根差した社会福祉法人として、市民の皆様への認知症等の専門家による 公開講座の開催や、市内の介護事業者等への介護技術講座や研修など、他に先駆けた社会貢献事業 にも力をいれてきました。

<研修例>



令和元年度一般公開講座 「地球の今と災害対策」



介護技術研修の様子



介護職員初任者研修の様子

さらに大規模災害等における地域の福祉避難場所として迅速、的確に機能するよう事業所ごとに事業継続計画(BCP)を作成し、災害時への備えを強化しています。

業務の透明性や、適正な事業運営を行えるよう、法人として各事業所をバックアップする本部体制も整えています。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1 予算の執行状況

理事会の承認を得た予算計画に基づいた執行を原則とし、毎月各部門別に実施している収支振 り返りや四半期ごとに実施している経営会議等において、予算執行状況を把握し、適正な管理の 徹底を図っています。

また、毎月顧問会計事務所による会計チェックを受け、予算の執行状況を確認しています。さらに、監査法人により、会計監査及び指導を受け、適正な財務管理に努めています。

2 法人税等の滞納の有無

社会福祉法人のため法人税は原則非課税で、消費税については顧問会計事務所の指導を受け適 正額を納付しています。なお、平成30年度分の消費税納税額は1,186万円です。

3 財政状況の健全性

平成30年度の収入総額は、129億余円でした。

また、制度融資以外の有利子負債は平成 19 年度に完済しており、現在の借入金は特別養護老人ホーム建設資金と法人本部ビルの購入資金の一部 (テナント部分相当分) のみで、計画に基づき返済しています。

平成 30 年度決算は、総資本回転率 1.22 回、流動比率 221.5%、当座比率 221.3%であり、財政状況は健全な状況です。

4 安定した経営基盤

安定した経営基盤を作るため、地域ケアプラザや老人ホーム、介護事務所の各課題についてプロジェクトを組み課題解決を図る等、収支向上に努めています。また、経営の安定化や将来の新規事業展開等に備え、平成30年度は事業資金積立金2億円、経営安定化基金3億8千万円の積み立てを行っており、今後も計画的な積立を継続していきます。

財政面以外でも、35年を超える実績、地域との信頼関係が法人の財産であり、安定した地域福祉の推進を継続するため、このような良好な関係性をさらに高めていきます。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長(予定者)及び職員の人員配置並びに勤 務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

地域ケアプラザの各事業において、お客様に満足していただけるサービスを提供するには、職員の質と量の両方の確保が重要と考えます。当法人では安定したサービスを提供していくために、「人材育成ビジョン」および「人材育成計画(アクションプラン)」に基づき、職員の確保と質の向上に向けて真摯に対応していきます。

職員の確保には、身分保障や資格取得、給与の面などキャリアパスを明確にし、職員の努力と 熱意に応える体制としています。職員に多くの職種の体験や経験を積ませるなど、深みのある人 材育成を行っています。

1 身分保障と待遇

職員の経験年数に応じて待遇が向上するシステムの導入や 管理職試験による公平な人材登用などにより、勤労意欲の向上 に繋げています。また、法人内に職員の相談窓口を設置し改善 を図るなど、誰もが働きやすい職場の雰囲気作りに力を入れて います。

新採用者のために、当法人では採用前からのインターンシップ、独自の研修システムや育成プログラムをきめ細かく確立させています。



インターンシップの様子

2 人員配置基準の遵守

当法人では計画的な人材採用や定期的な人事異動を行い、事業運営に支障がないように基準を遵守して、人員を配置しています。

地域ケアプラザにおいては、より安定した運営のため、独自に事務職員を配置しています。また、有資格者配置においては、法人のスケールメリットを活かし、他部署等で経験を積んだ有資格者等を適切に配置してまいります。

3 専門職や経験者配置の工夫

地域の様々な相談や問い合わせ等に適切に対応できるよう、地域福祉保健・地域医療の経験者 を配置し、信頼と安心を得ています。

地域活動交流・生活支援コーディネーターの配置においては、法人として、介護・福祉資格を 一定程度有している職員を、地域との関係性を重視し、配置しています。また、専門職の専門性 の追求と習得については、スケールメリットを活かし、20館の地域ケアプラザの職種別の専門職 会議を行い、専門性を磨いています。

専門性を身に着けた職員にはスペシャリストとして管理職に当たる専任職制度を設け、その職種をリードする仕組みを設けています。

<専門性を活かした取り組み例>



スケールメリットを活かし、 区を越え、法人内 20 館協働で 子育て支援事業開催



オリジナル介護予防体操 DVD 製作。 貸し出ししています。



生活支援コーディネーター 事例集の作成

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

地域ケアプラザを利用されるお客様に常に満足していただけるサービス内容にしていくためには、福祉専門職としての能力向上と専門的資格取得が重要と考えます。

そのために日常的なOJT体制を重視しています。また、新人教育はもちろん、採用年次による定期的な研修やフォローアップ研修で質を高め、介護福祉士や介護支援専門員、社会福祉士等の資格取得を正規職員・非常勤職員を問わず奨励・支援しています。さらに接遇にも力を入れ、お客様への質の高いサービス提供を行います。

また、法人本部ビル内に研修センターを設置し、職種・年齢層・入社年数・職制等様々な区分による研修を実施し、人材育成に努めています。平成30年度の研修実績は、総実施件数45回(延べ実施回数100回)、延べ参加職員数は、2,985名となっています。

<研修センター研修実施状況>

<実施回数>

| | 階層別 研修 | 課題別 研修 | 職種別 研修 | 資格取得 研修 | 合計 | 公開講座 | 合計 |
|-----|-----------|--------|-----------|------------|----|------|-----|
| H29 | 30 | 17 | 46 | 6 | 99 | 1 | 100 |
| H30 | 33 | 21 | 33 | 12 | 99 | 1 | 100 |

<受講者数>

| | 階層別 研修 | 課題別 研修 | 職種別 研修 | 資格取得 研修 | 合計 | 公開講座 | 合計 |
|-----|-----------|-----------|-----------|------------|-------|------|-------|
| H29 | 616 | 778 | 1,416 | 175 | 2,985 | 285 | 3,270 |
| H30 | 750 | 830 | 1,182 | 193 | 2,955 | 150 | 3,105 |

※ 事業所ごとの職場研修(H30):1,070回/受講者数(延べ)13,938人 (H29):1,144回/受講者数(延べ)14,660人

(上) 当法人研修センター主催 研修実績

(右)介護福祉士実務者研修の様子



(上) 採用時研修



その他、正規職員・パートともに対象とし、研修受講費など費用面で資格取得をサポートする資格取得支援制度や、介護福祉士実務者研修、喀痰吸引等研修など法人の研修センター主催による研修もあり、職員のスキルアップや資格取得を支援しています。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組みについて

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全(施設・設備の点検等)計画及 び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは高齢者、障害児・者、乳幼児等、地域の様々な方が利用されます。そのため 安全確保を最優先するとともに、常に「地域の皆様が快適に安心して利用できるよう施設・設備 の安全と清潔を確保する」ことに最善の注意を払っています。

なお、定期点検は専門業者へ委託して、安全の徹底を図っています。

1 保守点検

設備総合巡視、空調設備、消防設備、エレベーター・自動ドア、機械警備、冷暖房機器、ボイラー、自家用電気工作物、自動制御盤等の保守点検を定期的に行っています。

2 施設清掃・整頓

施設の清掃につきましては、日常的に行い清潔を保持していくとともに、空調のフィルター清 掃等も定期的に行い、空気環境の清浄度の維持、向上に努めています。

また、車椅子や杖歩行の方にも安全に利用していただくために、通路に物を置かない等、安全 面に配慮しています。

3 衛生管理

建築物環境衛生管理、簡易水質検査、害虫駆除等を定期的に行っています。特に調理室は、調理室専用の履物を用意するなど、衛生管理には万全を期しています。

また、館内入口や洗面所に手指消毒液を設置するなど感染症予防にも注意を払い、手洗いの徹底を職員が励行し、お客様に対しての呼びかけもポスター等で行います。

さらに感染症発生時にも職員が迅速、かつ的確に対処できるよう研修や訓練を行っています。 衛生委員会を毎月実施し、産業医の指導により館内の安全・衛生の徹底と職員自身の健康管理 に努めています。

4 緑化の管理

空きスペースの植栽や、観葉植物の育成など緑化の推進に努めています。

5 改善・改修

定期点検や日常管理で発見された不備は、適切・迅速に対応し、利用されるお客様が安心して、 また安全にご利用いただけるよう保守管理を行っています。建物の老朽化に伴う改修について は、区と協議を行い適切に対応していきます。

6 ウェブアクセシビリティ方針について

横浜市福祉サービス協会は、どなたにも支障なくウェブをご利用いただけるように「日本工業 規格 JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器, ソフトウェア 及びサービス-第3部:ウェブコンテンツ」の適合レベルAAに準拠し、ウェブアクセシビリティの確保と向上に取り組んでいます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

地域ケアプラザは、高齢者、障害児・者、乳幼児等、地域の様々な方が利用されます。皆様に安心して利用していただくために、事故防止や事故・急病・犯罪・災害時の対応について、日常点検、チェック表の活用、マニュアルの整備・遵守、定期的な訓練により、万全を期しています。

1 事故防止・防犯防災体制

緊急時(事故、急病、犯罪等の発生)に備えて、対応マニュアル・連絡網を整備しています。日中は職員が巡回を行い、夜間は職員が館内を確認した後、機械警備を行っています。

2 事故・急病への対応

(1) 日常点検と対応準備

設備の法定点検や、チェック表とマニュアルによる日常点検を行うとともに、急病時には緊急 対応ができるよう、AED操作方法を含む救急救命研修を定期的に実施しています。

緊急事態となった場合には、救助や消防・警察への通報などの緊急対応を行うとともに、区 役所等の関係機関に連絡し、適切な対応を行います。

(2) 再発防止のための対策

- ア 再発防止に向けて、迅速に状況分析や原因究明を行います。
- イ 対策を検討し、改善等を実施した後、市・区・法人本部へ報告します。
- ウ ミーティングや全体会議で報告・共有し、職員全員に周知・徹底をします。また事例に基 づいた実践的な緊急時対応に関する研修を行います。
- エ ヒヤリハット報告書を必ず作成するとともに、法人内の地域ケアプラザ所長会等を通じて事故の事例検討を行います。
- オ 本部のサービス向上委員会で、事業所(地域ケアプラザ、介護事務所、老人ホーム等)で のヒヤリハット事例を検証して、事故発生防止に努めます。

(3) 災害に対する取組みについて

ア 福祉避難所の運営について

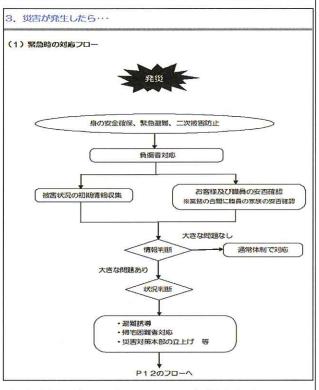
地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や特別避難場所の運営方法(職員の参集方法や日ごろの訓練等)について、具体的に記載してください。

災害時の対応

1 マニュアル策定と訓練

地震・火災等の災害時に速やかに対応できるよう、防災対応マニュアル・消防計画等を策定しています。さらに独自に地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客様に可能な限り迅速的確に対応するため、全事業所の事業継続計画(BCP)を整備しています。また、職場訓練を実施し、適正な対応に備えています。

年2回、消防との防災訓練を行う際には、 日頃地域ケアプラザを利用される方や近 隣住民の方にも参加していただき、職員が 適切な対応をとれるように努めています。 職員間で予め役割を取り決め、実際の災害 発生時に対応できるよう実践的な訓練を 実施しています。



(上)「緊急時の対応フロー」 事業継続計画より

その他、年 1 回の管理職を対象とした徒歩参集訓練や、年に 2 回全職員を対象にメールによる安否確認訓練を行っています。

2 災害時の近隣との協力体制

各地域防災拠点、各自治会町内会の防災訓練に参加し、職員と地域との連携・協力体制を整 えています。

また、当法人では平成18年1月に横浜市と災害時相互援助協定を締結しており、災害ボランティアへルパーとして援助可能なボランティアを有しています。

3 福祉避難所の体制

神奈川区と福祉避難所の協定を結び、災害時に地域防災拠点や自宅での生活を維持することが困難な方の受け入れができるよう、体制づくりに努めています。また、市からの応急物資の他、法人独自に物資の整備を行っており、定期的に数量や保管状態の点検を実施しています。

地域ケアプラザが果たす福祉避難所の役割を広く地域住民に周知するために、地域の総合防災訓練への参加や地域行事等の機会をとらえ、福祉避難所の広報を行うなど災害発生時に備えています。

イ 災害に備えるための取組みについて

震災や風水害等といった災害に備えるための取組みについて、具体的に記載してください。

地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客様に可能な限り迅速的確に対応するため、全事業所の事業継続計画(BCP)を整備しています。

具体的には、震度5強以上の地震発生時には、職員全員に安否確認メールを配信し、状況把握を行います。安否確認メールについては、定期的に訓練を行い、災害発生時に職員が戸惑うことなく対応できるようにしています。

発災時には、神奈川区役所の判断により福祉避難所を開設し、福祉避難所情報共有システムを 活用する等、神奈川区役所と連携して避難所機能を整えます。

また、大規模災害が予想される場合には、法人本部と連携してお客様や職員の安全を確保します。

地震の発生に備え、ロッカー等の備品は転倒しないよう固定し、ロッカーの上には物を置かない等落下による事故防止に日ごろから努めています。

災害発生時の職員用応急備蓄を独自に行っています。また、発災時に速やかに利用できるよう ヘルメットを各職員の席に配置し、職員の安全確保に配慮しています。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

コンプライアンスの徹底

- 1 地域の様々な事業者等のアセスメントに基づいた、それぞれのサービスの特色や地域のサロン、ボランティア等のインフォーマルサービスも的確に捉え、お客様お一人おひとりに合わせたサービスのコーディネートを行っています。
- 2 お客様の要望やニーズを踏まえた事業所の選定ができるよう、エリア内のサービス事業者の連絡会を定期的に行っています。
- 3 法人本部にコンプライアンス推進課を設置し、法令の遵守等、業務の公正・透明性を高めています。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザのお客様のニーズ・要望・苦情につきましては、職員で検討して改善するほか、 お褒めいただいた意見につきましては、さらに発展させるよう努めています。

1 要望・苦情への対応

法人では「苦情解決規則」を定めており、それに基づき地域ケアプラザにおいても苦情受付担 当者、苦情解決責任者を設置して、お客様からのご意見、ご要望、また苦情等に対して、可能な 限り、その場で解決を図る等、迅速に対応しています。

2 第三者委員会の設置

公正・中立な立場から斡旋、調整を行う第三者委員を設置し、適切な苦情解決に向けての体制を整備し、取り組んでいます。

3 「ご意見箱」の設置

地域ケアプラザでは「ご意見箱」を設置し、いつでもどなたからでもご意見などを受付できるようにしています。苦情を真摯に受け止め、原因・事実関係を明らかにし、対策を講じて再発防止に努めています。

4 アンケートの実施

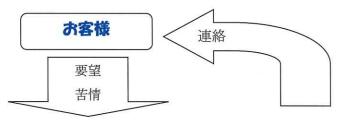
事業ごとにお客様アンケートを頂き、改善、発展につなげています。

5 「お客様相談室」の設置

お客様からのご意見、ご要望、苦情を直接お受けする窓口「お客様相談室」を法人本部に設置 し、丁寧にお客様の声を受け止め、広く業務改善できるよう努めています。

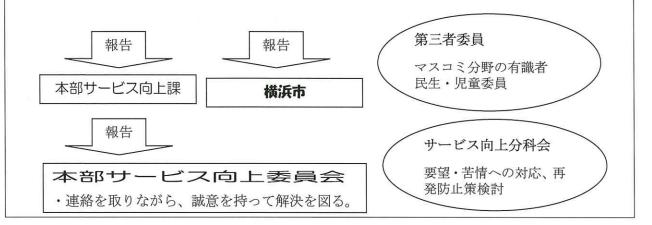
6 サービスの向上

法人本部のサービス向上課担当職員が地域ケアプラザを訪問、モニタリング等により状況把握 を行い、サービス向上の推進に努めています。



地域ケアプラザ

- •「ご意見箱」や「お客様相談室」を通して、お客様のご意見を頂く。
- ・苦情受付担当者、苦情解決責任者を設置し、お客様の具体的な要求 を直接聴き取る。
- ・経緯、事実確認結果、要望、対応内容を文書にまとめる。
- ・改善等について、お客様に公表する。



7 市・区への報告

必要に応じて、市や区へ要望や苦情についての報告を行います。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に 記載してください。

1 個人情報の保護

地域ケアプラザは、高齢者、障害児・者、乳幼児等、地域の様々な方が利用され、大切な個人情報を取り扱う機会が多くあります。それだけに、個人情報の取り扱いには意識をもって対応するよう具体的な取り扱いマニュアルを定め、さらに毎年度法人で研修を組み、全職員に徹底し、遵守するよう努めています。

(1) 個人情報保護規程の策定

当法人では横浜市が制定する「個人情報保護条例」の趣旨に則り、「個人情報保護規程」を定め、各地域ケアプラザでは個人情報の管理に関する責任者と担当者を定め、管理体制と責任を明確にしています。

(2) 研修

全職員に対し、年1回「個人情報の取り扱いについて」の研修を実施し、報告書を区役所に 提出するほか、法人本部で実施する「個人情報保護・情報セキュリティ研修」を各事業所に設 置しているセキュリティ責任者及び担当職員が受講し、職場で他職員への伝達研修を実施して います。

さらに、実際に個人情報取り扱いチェックを実施し、自己を振り返り、緊張感をもって個人 情報を取り扱うように周知、徹底しています。

(3) 個人情報の取り扱い

- ア 実際の個人情報の取り扱いとして、契約書、個人ファイル、電子媒体などは施錠できるロッカーなどで保管することとし、業務上持ち出しが必要な場合には、紛失や漏えいのないよう最小限の情報のみとし、持ち出し返却の確認簿により管理しています。
- イ 個人情報の漏洩防止のため、郵便物の発送やFAX送信などの際には、複数の者が必ずダ ブルチェックをした後、記録を行い、注意喚起内容をFAX前に張り出し、FAX送信の 際は氏名等にマスキングをしています。
- ウ 広報紙等において、個人が特定できる写真や記事等を掲載する場合には、必ず書面と口頭 で了解を得たうえで掲載しています。
- エ すべての事業において個人情報管理者を定め、責任体制を明確にしています。

2 情報公開の取組

地域ケアプラザは、地域の皆様からの信頼のもとに運営しています。健全な組織や財務である

ことは当然ながら、当法人がどのような団体であるか、どのような運営状況にあるかを広く周知することが重要と考えます。ホームページの公開やパンフレット・チラシの配布を通し、地域の皆様に当法人・当地域ケアプラザを知って頂き、信頼を得られるように努めています。

(1)情報公開規程の策定と実施

横浜市が制定する「情報公開条例」の趣旨に則り、当法人は「情報公開規程」を定めています。また、情報開示に関する申し出があった場合は、個人情報保護に最大限配慮しつつ、積極的に情報開示に努めています。

(2) 情報提供

法人の概要、サービス内容、財務状況(予算・決算等)、中期経営計画、事業計画、事業報告、地域ケアプラザの施設運営情報等については、法人ホームページにて、いつでも閲覧できるようにしています。また市にも必要書類を提出しており、その内容は市のホームページにも掲載されています。

3 人権尊重への取組

法人では「横浜市福祉サービス協会倫理綱領」を制定し、援助者として持つべき視点や人権意識 を、採用時研修や事業所内研修などで適宜確認しています。また、全職員を対象にした人権研修を 年に1回、外部の講師を招いて実施し、各所属での伝達研修を徹底しています。高齢者や子ども、 障害者など、幅広い視点で人権研修の実施をしています。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ 3 R夢 (スリム) プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する 考え方について記載してください。

地球の環境保護は、私たちが今行わなければならない義務と考えます。そのための第一歩として、できることを身近な家庭や職場で行うのが当然であり、当地域ケアプラザでも率先してゴミの減量、3R*、省エネルギーに努めています。

*3R:廃棄物の発生抑制(Reduce)、再資源化(Recycle)、再使用(Reuse)

1 ヨコハマ3R夢【スリム】プラン(市が進める環境都市を目指した政策)の推進

省エネルギー対策、資源ゴミの徹底した分別収集に協力し、ゴミの減量化など良好な環境の維持のために、節電、節水をこまめに行います。また、コピー用紙の裏面使用などの資源の有効利用にも努めます。地域や各施設の状況に応じて、ペットボトルのエコキャップやインクカートリッジの回収等を地域にも呼びかけ、収集したものはエコ活動につなげています。

2 省エネルギー対策

電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心がけ、冬季には服装で調節を行いながら室内温度を調整し、経費節減に努めます。また、不要な照明の消灯、電力の節約を図っていきます。

3 目標管理

省エネ法改正によって、エネルギー使用量の記録の保管が義務づけられており、年間使用量の

推移を見守りながら省エネルギーに努めています。

4 市内中小企業優先発注

工事や備品等の発注に関しては、横浜市中小企業振興基本条例に基づいて執行します。

5 環境への配慮

- ア 来館者や職員の健康に配慮し、敷地内全面禁煙としています。
- イ 施設周辺の植栽を行い、緑化の推進に取り組んでいます。

6 男女共同参画推進

働きたい、働き続けたい職員が男女の別なく、出産・育児や介護などの理由でキャリアをあきらめることなく、継続して働き続けられるように、育児・介護休業を取得しやすい体制を整えています。平成30年度の育児・介護休業の申請件数は、育児休業が38件、育児時短が18件、介護休業が4件となっています。

また、管理職(課長級以上)51名中、28名が女性であり、女性が管理職の半数以上を占めており、女性が活躍している法人でもあります。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を 行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

1 施設稼働率向上のための対策や効果的な施設の貸出方法

施設稼働率向上の為、月末から月初めにかけて、ホームページに、2カ月分の空き情報を掲載し、多くの方に貸室を利用していただけるよう工夫しています。また、館内にも空き情報を掲示し、利用の促進を図っています。

2 有益な情報提供の方法

ホームページや広報紙、チラシを活用するとともに、様々な機会を捉えた情報提供をしています。

(1) ホームページ

各種事業はホームページに掲載し、最新の情報を提供するほか、書面による広報を併せて 行い、幅広い年代の方に情報をお知らせできるよう工夫しています。

(2) 広報紙やチラシの活用

地域の民生委員児童委員協議会や連合自治会町内会等でご説明やご案内をさせていただき、各事業のチラシや広報紙(年 11 回発行)を町内で配布、回覧をしていただくことで、周知を図っています。

地域ケアプラザの情報コーナーに、今後の事業についてのチラシを設置、掲示しています。

(3) イベントを活用した情報提供

区民まつりや地域ケアプラザイベント実施等の機会を利用して、今まで地域ケアプラザを 利用されていない方々へも、周知や情報提供を行っています。

(4) 「よこはまウォーキングポイントのリーダー設置」

リーダーを設置したことで、これまで地域ケアプラザについてご存じなかった地域の方が立 ち寄ってくださることとなり、施設の周知にも役立っています。

イ 総合相談について(高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供)

高齢者・こども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について 記載してください。

- 1 様々な方々に気軽に相談していただけるよう、自主事業実施時などの他、地区の社会福祉大会、おまつり、サロンや防災訓練などに参加し、ブースを出展するなどして広報しています。 相談には真摯に向かい合い、迅速、的確に対応しています。
- 2 高齢に限らず、障害、子育てについての相談窓口を充実させるほか、介護サービスの最新情報はもちろん、地域のインフォーマルサービス等の情報を収集し、支援を必要とする方に情報提供しています。
- 3 各サービス提供事業者や医療機関、専門機関と連携し、情報共有をしています。

ウ 各事業の連携及び関連施設(地区センター等)との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

1 各部門での連携

地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター、地域包括支援センターの職員(保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー)、所長の6職種(以下「6職種」という)は月に1回、6職種会議を開催し、地域状況、課題の共有や支援方法の検討を行っています。情報共有にあたっては、地域アセスメントシートを活用し、地域ニーズの抽出し、エビデンスに基づく支援を行えるように努めています。また通所介護、居宅介護支援の職員とも職員会議を通じて、情報を共有し、地域の実情、ニーズにあったサービス提供を行っています。

2 関連施設との連携、情報共有

- (1) 自主事業の講師選定などで、他の地域ケアプラザや地区センター、区民活動支援センターなど情報交換に努める等連携してまいります。
- (2) 各種事業の開催にあたっては、近隣の施設と協力して広報に努めます。
- (3) ネットワーク会議や地域福祉保健計画推進会議などを通して、情報共有・交換を行い、 地域の皆様がより利用しやすい環境づくりに努めます。併せて共催事業を行うなど、協 働して地域支援に取り組みます。

(4) 地域子育て支援拠点や学校、保育園と福祉教育や、交流、職場体験の受け入れ、共催事業などを通して情報を共有し、連携を深めてまいります。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

- 1 自治会町内会や民生委員児童委員、保健活動推進員、シニアクラブ、子育て支援団体などの 定例会に参加し、情報共有を行うとともに、団体同士の連携の強化やネットワークの構築を 図っています。
- 2 地域福祉保健計画を通じて、地区社会福祉協議会や自治会町内会、民生委員児童委員、シニアクラブなど地域の関係団体と連携を密にし、地域課題の解決に向けて協働しています。
- 3 乳幼児の子育て支援、児童養育の支援など、地域の各団体や保育園、小学校、学童クラブ等と連携し、切れ目のない子育て支援ができるよう、ネットワークを構築します。
- 4 エリア内のケアマネジャーやサービス事業所の連絡会を開催し、事業所同士はもちろんのこと、事業所と地域の関係団体とのつながりも強くなるよう支援しています。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

- 1 神奈川区の区政運営方針「笑顔でつながる神奈川区」について、地域福祉の推進を担う地域ケアプラザとして、自治会町内会や民生委員児童委員をはじめ地域活動グループと連携をとり、その実現に向けて行動しています。
- 2 神奈川区福祉保健センターとの協議により、第4期神奈川区地域福祉保健計画の各地区別 計画策定に向けた取組に参画し、神奈川区の福祉保健等についての動向や地域の状況等の 情報共有をしています。
- 3 地区別計画では地区支援チームの一員として6職種が参画し、連携を図りながら課題解決 に向けた取組や、地区別計画推進の委託業務や地区別計画策定委員会へ事務局として参加 し、地域に向けた活動を行っています。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局として、地区別支援チームのメンバーの中でどのような役割を果たし、どのような体制でどのように取り組むか具体的に記載してください。

自主事業は、神奈川区の地域福祉保健計画を意識して企画検討を行い、計画の推進に取り組みます。地区別支援チーム及び地区別計画の会議で検討された課題等については、所内でも情報共有を行い、地域ケアプラザ全体で地域の皆様を支援できるように努めます。

また、地域の関係団体との連携を密にし、地域課題の解決に向けて協働し、地域の皆様が主役となって取り組めるように支援してまいります。

キ 地域包括ケア区行動指針の推進について

地域包括ケア区行動指針の推進主体の1つとして、地域包括ケアシステムの構築に向けて地域の中でどのような役割を果たし、どのように取り組んでいくか具体的に記載してください。

介護保険サービスにとどまらない幅広い地域資源等の情報提供や、その人らしい暮らしを支援 できるよう、多職種連携を図り、住民主体による活動を支援します。

具体的にはシニアボランティアの説明会を地域ケアプラザで開催し、活動者を拡大するととと もに、社会参加の場と地域のニーズに合わせた場をマッチングしていきます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業(地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。)

ア 自主企画事業について

高齢者・こども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組 について、具体的に記載してください。

- 1 高齢者、障害児・者、子育て支援など、それぞれの地域ニーズや特性に応じた企画を行い、 幅広い階層の参加が得られるような自主事業を展開しています。 地域ケアプラザエリアの小学校において、個別支援学級に通う児童が多いことから、障害児・
- 2 地域アセスメントに基づき抽出した課題及び地域ニーズを反映した、地域からの企画を事業 化しています。自主事業としては地域ニーズの高い、運動系のプログラムを多く展開し、健 康増進、介護予防を図っています。

者、そのご家族を対象とした放課後の居場所として「パラダイス」の事業を展開しています。

- 3 参加者の方々に、それぞれの事業の目的や地域ケアプラザの役割等を明示、周知して、福祉 保健の推進につながる事業展開をしています。
- 4 ボランティアや参加者とともに企画、運営できる事業を充実させ、参加するボランティアの 拡充を図っています。
- 5 地域ケアプラザの自主事業から発展した自主サークルが、スムーズに活動できるよう支援しています。
- 6 地域のサロンなどに出向き、担い手への情報発信を行っています。また、サロンや地区社会 福祉大会などで地域ケアプラザで活躍されているボランティア団体に活動していただくな ど、地域とボランティア団体とのつながりが持てる機会を設けています。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な 取組を記載してください。

1 施設の利用率向上の対策

(1) 施設の積極的紹介

- ア 各自治会の総合防災訓練等、地域の行事に積極的に参加し、これまで地域ケアプラザ を利用されたことがない方々に施設紹介を行っています。
- イ 高齢者、障害児・者、子育て世代など幅広い層に施設を紹介し、各種事業を案内して います。
- ウ 特に、利用率が低い土曜・日曜・祝日及び平日の夕方から夜間の時間帯について活用 していただけるよう、子ども、障害者、高齢者に止まらず、すべての住民を対象とし た自主事業(こどもみらい塾や、ゴスペル教室など)を計画するなど工夫しています。

(2) イベント開催

- ア 令和2年度の開館20周年に合わせ、地域ケアプラザまつりを初めて開催します。オルトまつりには継続的に参加し、どなたでも気軽に参加できるイベントを積極的に行っています。
- イ 地域住民、神奈川区社会福祉協議会、障害者施設等との共催事業の実施により、地域 の方々が幅広くふれあう機会を提供しています。

2 効率的な施設貸出の方法

当地域ケアプラザを拠点に活動するサークルやボランティア等のグループを育成・支援し、 グループの自主活動に向け、施設を貸し出しています。

また、貸室の希望が重なった際などは調整を行い、少しでも多くの方に利用頂けるよう工 夫します。

貸室団体交流会を実施します。各団体の活動内容を紹介することで団体同士の交流を図ります。また、団体同士で協力してできることがないか等、次の活動につながるよう支援します。

夜間帯の貸室利用率が低いため、広報紙やホームページなどでPRし、グループ活動を支援 します。また、貸室の利用登録団体にはボランティア活動を促し、活動の機会を提案していき ます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

1 ボランティア育成についての考え方

多様化・複雑化する地域のニーズに対応するため、柔軟に、きめ細かく対応できるボランティアとの協働が必要です。

そこで、ボランティア間の協働やネットワーク化による活動内容の充実や活動しやすい環境を整備するなど、今後増加が見込まれる団塊世代の方々が活動しやすいような取組を行っ

ています。

2 ボランティア育成の取組

当地域ケアプラザの特徴は、ボランティア活動実績が多く、内容も多岐にわたっていることです。デイサービスでのボランティア活動のほか、自主事業では、様々なアイデアやご意見を反映した企画運営の他、地域の個人への支援も積極的に行っています。「できる時できる範囲で無理せずに」を合言葉に、ボランティアが活動をしやすいよう、またボランティアに興味を持ってくれる人が増加するよう取り組んでいます。

(1) 育成体制

- ア 地域活動交流担当が、ボランティア活動に関しての相談、情報提供を一元的に行えるよう、地域ケアプラザでの実務経験や福祉介護に関する幅広い知識やノウハウを持つ 職員を配置しています。
- イ 個人またはグループで活動のできるボランティアの登録を受け付け、地域ケアプラザ 内や地域での保健福祉に関する活動の場を提供し、「よこはまシニアボランティアポ イント事業」につなげています。また、地域での活動の場については、神奈川区社会 福祉協議会とも連携しながら、コーディネートを行っています。
- ウ 今後もボランティアがより安心して活動できるように専門知識・介護技術などの研修・講座を定期的に開催し、後方支援をしていきます。
- エ ネットワーク形成の一歩として、年1回、日頃の活動への感謝を含めたボランティア 連絡会を開催しています。また、貸室登録団体のボランティア活動を支援するために、 自主事業の中でのボランティア活動の場の提供を積極的に行っています。

(2)活動環境整備

- ア ボランティア交流会や感謝会を実施し、日頃の活動に関しての感謝と労いを伝え、情報交換を通じた他の活動の理解を深めることで、ボランティア相互のつながりを強め、活動の刺激となるよう交流を深めていきます。
- イ 貸室利用団体のボランティア活動を支援するために、様々な活動の場を提供しています。地域ケアプラザの自主事業でのお手伝いや、地域行事への参加など、連携を図りながら、活動の奨励を行っています。
- ウ 「よこはまシニアボランティアポイント事業」へ参加し、ボランティア活動のモチベーションがあがるよう情報提供や働きかけを行い、活動開始のきっかけ作りを支援しています。地域ケアプラザ主催のボランティアに対する講座の中でも「よこはまシニアボランティアポイント登録研修」を実施していきます。

(3) 広報活動

- ア 地域の行事等を利用してのアンケート調査や広報紙等での広報活動や、小中高生の実習を積極的に受け入れ、児童の頃からボランティア活動に親しむよう働きかけます。
- イ 自主事業終了後、ボランティアグループの自主化を呼びかけ、ボランティア活動の具

体的な情報提供や体験を勧めています。

ウ 当地域ケアプラザのボランティア活動を、神奈川区社会福祉協議会、ケアマネジャー連 絡会、自治会町内会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会などをはじめ地域 の方々に広く周知しています。

(4) 研修等の実施

- ア 適正なボランティア活動を行っていただくため、「ボランティアの基礎や心構え」等に ついての講座を開催しています。
- イ 多くの方にいろいろな立場でボランティア活動に参加していただけるよう、地域で 様々な特技やノウハウを持っている方を、講師として活動につなげるよう働きかけて います。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

1 情報収集

- (1) 法人で作成した地域アセスメントシートを用い、6職種や区役所の担当者とも協働しながら、地域情報を共有しています。また必要に応じて、地域福祉保健計画等でも情報を提供、共有しています。
- (2) 各職種の担当者会議や研修会などに積極的に参加し、福祉保健に関するさまざまな情報や地域の社会資源などについて、常に最新の情報を収集するよう努めています。
- (3) 地域においては、各関係機関の会合や各団体の催し、サロンに参加するなど地域の方の声を積極的に聞き、情報収集に努めています。

2 情報提供

- (1) 地域ケアプラザを利用されている貸館利用登録団体の活動状況や福祉保健に関するさまざまな事業に関する情報を積極的に提供しています。また、通年の事業や特別プログラムは、その都度ポスターを作り、館内の見やすい場所に掲示しています。
- (2) 地域の方に向けた広報紙を毎月作成し、事業やボランティア団体に関する情報提供を行っています。地域内に回覧(762 班)し、同時に主な事業を紹介するポスターを、地域内全部の掲示板(179 ヵ所)に毎月掲示しています。
- (3) ホームページを随時更新し、若い世代の方や、多忙な方等にも活用していただけるよう工夫し、多くの方に新子安地域ケアプラザの情報を提供しています。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

高齢者の生活支援、介護予防、社会参加等に資する、住民主体の地域活動や生活支援サービス等

の実態を把握・整理し、高齢者のニーズに対して必要な資源を分析するために、どのように取り組 んでいくか、地域ケアプラザ内の職種間連携の視点も踏まえて、具体的に記載してください。

- 1 各職員が地域行事に出向いた際や各種会議の中で得てきた情報を各町別の地域アセスメントシートに入力し情報を共有します。6職種会議の場でそれぞれの町の特性を把握した上で目標を設定し、計画的に地域の支援に取り組みます。
- 2 地区センター等の地域の活動拠点とも連携し、地域における住民主体の活動について情報収集を行い、生活支援サービス等の社会資源を把握します。
- 3 当ケアプラザ内の地域包括支援センター職員・予防プランナーと連携して要支援者のサービス利用状況や相談内容などから地域で暮らす高齢者の生活課題を把握し、事業展開に活かします。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

多様な主体が協力して高齢者の生活支援、介護予防、社会参加の充実した地域づくりを進めるために、地域、NPO、民間企業等の社会資源をどのように把握・分析し、連携して取り組んでいくか、具体的に記載してください。

地域に出向いた時に、社会資源を改めて見直し、会話の中から地域に住む高齢者のニーズに合った、地域、NPO、民間企業等との関係性を引き合わせ、新たな、繋がり、広がりを高めていきます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み(協議体)について

地域性を踏まえた上で、地域住民とどのように信頼関係を構築し、目指すべき地域像を共有していくか、また、その実現に向けた協議の場(協議体)を設置・運営する方法について具体的に記載してください。

- 1 地域ケアプラザ運営協議会等、定例の会議以外に地域住民と情報交換をする機会を意識的に設け、地域ケアプラザの地域支援計画についても住民へ説明し共有をします。
- 2 既存の活動との関わりを継続していくとともに、これまで関わる機会の少なかった住民や 活動団体とも連携して地域づくりに取組むことができるよう、関係性の構築ができるよう に積極的に働きかけます。
- 3 情報共有と関係性の構築を通じて、地域の皆様が必要とする取組が行えるように支援してまいります。
- 4 コットンハーバー地区における、地域のつながりと支え合いを推進できる集いの場(協議体)の開設に向けて、多世代の住民間交流を目的としたCCT(コットンハーバーコミュニティタウン)事業への継続的な支援を行います。また、賛同してくれた地域住民とCCT実行委員の関係性が今後も継続でき、計画が進行していくように働きかけていきます。

エ 地域の活動・サービスの創出・継続・発展に向けた支援について

地域性を踏まえた上で、多様な主体による活動・サービスの創出・継続・発展にどのように取り 組んでいくか、具体的に記載してください。

- 1 企業が多いエリアでもあるので、企業社会貢献活動と地域住民のニーズが共感できるよう、 コーディネートしていきます。
- 2 住民主体の活動として、「やりたいこと」「やれること」を中心に考え、継続的に活動が行えるよう支援していきます。
- 3 コットンハーバー地区において、多世代が集える場の創出に向け、マンション住民と区役所、 神奈川区社会福祉協議会と連携して、取組を支援していきます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 1 地域の高齢者等からの総合相談に関しては、当事者のみならず家族や地域の状況も踏まえ、地域包括支援センターの職員が速やかに訪問し、対応しています。
- 2 区役所や地域の関係者(民生委員児童委員など)、ケアマネジャーとのネットワーク構築 を図り、地域での話し合いを開催するなど、密接な連携と情報共有により、地域のニーズ を把握するように努めています。
- 3 地域ケアプラザの特性を活かし、地域活動交流コーディネーターと生活支援コーディネーター、地域包括支援センター職員が連携し、各ネットワークを活かして課題の把握を行い、 支援につなげています。
- 4 当地域ケアプラザの担当地域は、東西に細長く、坂も多いエリアもあり、地域ケアプラザ へのアクセスが不便な地域もあります。高齢者が地域ケアプラザへ来所せずとも地域包括 支援センターへ相談が出来るよう「出張講座」を自治会館等の身近な場所で実施していま す。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 1 地域の方々が認知症について理解を深め、地域で支えていけるよう、「認知症サポーター養成講座」を開催しています。さらに福祉学習の一環として、子ども達にも早い段階で認知症理解を深めてもらえるよう、近隣の小中学校などに向けて講座の開催を働きかけます。
- 2 気になる高齢者がいれば気軽に声をかけていただくよう、認知症への気づきの視点や、認知症の相談窓口が地域包括支援センターであることを地域の方に向けて様々な機会で周知します。
- 3 「見守りキーホルダー」を、広く地域住民、商店街、警察署、消防署、病院、サービス事業

所などに周知し、認知症の方を地域で見守り、支援する仕組みを作ります。

4 認知症初期集中支援チームを活用し、神奈川診療所や区役所、ケアマネジャーと連携していきます。初期集中に限らず、認知症の方の相談に対し、適宜訪問しながら状況確認の上、民生委員児童委員やケアマネジャーに繋ぎシームレスなケアができるよう努めます。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 1 高齢者等の虐待や権利擁護に関しては、区役所と十分連携をとりながら相談者自らが主体 的に問題解決に当たれるように、専門職とも連携して、専門的・継続的な視点から支援し ていきます。
- 2 「振り込め詐欺」「成年後見制度」等については、地域や郵便局等と連携し、様々な方法 を取り入れて、誰にでもわかりやすく周知しています。
- 3 神奈川区版のエンディングノートである「ライフデザインノート」の啓発として、在宅ケア について講座を開催していきます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- 1 地域のネットワーク作りのため、毎月、民生委員児童委員協議会の定例会や地域の行事に出席し、地域の状況やニーズの把握に努めるとともに、個別ケースの対応に努めています。
- 2 区役所や専門家等を招いた勉強会を開催し、ケアマネジャー等のスキルアップを図ると ともに、安心して相談できる場を提供していきます。
- 3 ケアマネジャー等からの相談を随時受けるとともに、困難事例については適宜同行訪問 し、区役所との定例カンファレンス等で支援方法を検討しています。

■在宅医療・介護連携推進事業

在宅療養者への対応がスムーズに行えるよう、医療と介護の連携を意識したケアマネジャー支援に努めています。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、 具体的に記載してください。

個別レベルの地域ケア会議(年2~3回程度)を積み重ねていく中で、地域の課題を抽出し、

多職種(民生委員児童委員、地域住民関係者、郵便局、保健医療福祉関係者等)で、地域課題の 共有や解決に向けて意見交換を行う包括レベルでの地域ケア会議を行います。

地域ケア会議で共有された課題については、地域の関係者や関係団体、区役所、神奈川区社会福祉協議会等と協力して、地域の皆様とともに解決に向けて取り組んでまいります。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)について

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及 び具体的な支援内容の計画について記載してください。

1 運営方針

高齢化が進み、要支援者が増える傾向にある中、要支援者の意思及び人格を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供することで、お客様が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

一人ひとりの心身状況や環境に応じて、ご本人と計画作成者がともに目標に向けて取り組むことを大切にし、きめ細やかな対応しています。

(1) 人員の確保、育成

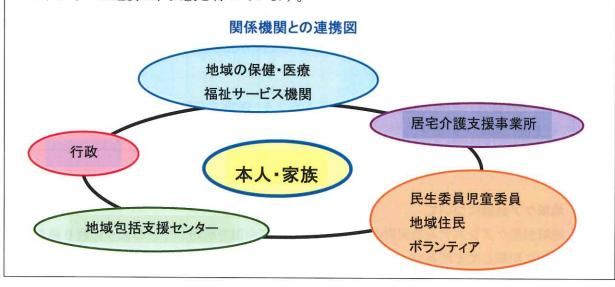
地域ニーズに適合した人員を確保し、介護予防ケアプラン作成担当者の専門性を高めるため、採用時及び定期研修を年1回以上実施しています。

(2) コンプライアンスの徹底(公正中立なサービス調整)

関係法令の遵守を基本とし、区役所や地域の保健・医療・介護サービス事業者、ボランティア団体等から総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、公正中立な立場に立ち介護予防プランを作成します。

(3) 居宅介護支援事業所との連携強化

お客様やご家族の状況に合わせ、効果的な介護予防プランが提示できるよう委託先のケアマネジャーと連携し、支援を行っています。



キ 一般介護予防事業(介護予防普及強化業務)について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

1 運営方針

二次予防事業対象者(介護保険で非該当と認定された方や生活機能の低下が心配され、介護が必要となるおそれのある高齢者)と一般高齢者に対して、「自立支援」や「尊厳保持」を図り、住み慣れた地域で生活を継続できるように「自立を支援する」「要介護状態になることを遅らせる」「維持・改善を図る」ことが介護予防事業の目的です。

当地域ケアプラザは事業の中核となる存在として、支援活動および普及啓発活動を行っています。担当地域の高齢者が増加傾向にあるため、実際の支援活動だけでなく、普及啓発に取り組んでいます。

- (1) 地域の食事会や交流会、シニアクラブ、地域ケアプラザの自主事業等の機会に二次予防 事業対象者の把握に努めています。
- (2) 民生委員児童委員、シニアクラブ、保健活動推進員等と連携を密にし、潜在する二次予防事業対象者の把握に努めています。

2 普及啓発

- (1) 地域の民生委員児童委員、保健活動推進員との連携により、地域の食事会やシニアクラブへ出向き、虚弱高齢者に関する認識を高めています。
- (2) 介護予防の普及に向け、介護予防教室を開催しています。
- (3) 区役所、神奈川区社会福祉協議会、居宅介護支援事業所、区内の地域ケアプラザ、医療機関、在宅サービス機関、学校、企業等と連携し、介護予防の必要性の普及、啓発をしています。

3 介護予防事業の展開

- (1) 体力測定会をきっかけとし、フレイルのチェックを行うことで、介護予防の基礎知識を学びセルフケアを向上できる事業を実施しています。
- (2) 介護予防体操リーダー養成講習会を行い、介護予防の理解を深めるとともに、将来地域 のなかで支援者となる方々の発掘に努め、介護予防サポーター(ボランティア)を育成し ています。

4 地域活動の支援

- (1) 「自分の健康は自分で守る」を目標に、介護予防教室等に参加した方が、自主的に活動できるように地域活動交流コーディネーターと保健師が連携し、自主グループの立ち上げを支援しています。
- (2) 「いつまでも住み慣れた地域で生活できる」を目標に、認知症に対する地域住民の理解

が深まり、地域で支えていけるよう、認知症サポーター養成講座を展開しています。

- (3) 地区の中心部に設定したサロンの自主化に向けて、支援者も含めた継続的活動ができるよう支援しています。
- (4) 地域ケアプラザから遠い地域での支援者を増やすため、出張して講座等を企画・実施しています。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

- 1 民生委員児童委員とケアマネジャーなど、関係機関との情報交換の場を設け、顔の見える関係作りをすすめ、連携して個別ケースに対応できるよう支援します。
- 2 生活支援コーディネーターと主任ケアマネジャーが協働して、地域の居宅介護支援事業所と の連携を図り、インフォーマルサービスを中心とした地域資源について情報提供を行い、充 実したケアプラン作成を推進します。
- 3 個別ケースの地域ケア会議を地域住民や保健・福祉・医療の関係者や金融機関、商店主などの多職種で行うことにより、地域課題を共有し課題解決に向けてネットワーク構築を図ります。
- 4 地域交流コーディネーターと保健師が協働して介護予防支援に取り組み、住まいの近くへの 出張講座を中心に地域の高齢者のフレイル予防に努めます。
- 5 生活支援コーディネーターと保健師が連携し、通所型サービスBの「おとひめの台所」へ要 支援認定者をつなげ住民主体による支援活動をすすめます。
- 6 地域のサロン間の交流を目的とした協議体を作り、地域住民を主体としたサービスが効果的 に機能するよう働きかけます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

1 運営方針

要介護者へ質の高いケアマネジメントを実施するべく、エリア内のさまざまな関係機関とネットワークを構築し、多職種が協働して対応できる地域に根ざした身近でかつ信頼される事業所となるよう努めています。

地域ケアプラザ内の居宅介護支援事業所という特色を生かし、地域包括支援センターとの連携も密にしながら、きめ細やかに個別対応をしています。

また、お客様の相談に随時対応できるよう特定事業所として24時間の相談体制としています。

(1) 在宅生活の支援

要介護状態になった方が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、一人ひとりの能力や 状態、解決すべき課題(ニーズ)を的確に把握し、心身の状況や環境等に応じた適切なサービ ス提供に努めています。

- · 自立支援(身体的自立 · 精神的自立)
- · 認知症支援
- 医療連携
- ・自己実現 (QOLの向上)
- 家族支援(レスパイトケア)

(2) コンプライアンスの徹底(公正中立なサービス調整)

関係法令の遵守を基本とし、区役所や地域の保健・医療・介護サービス事業者、ボランティア団体等から総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、公正中立な立場に立ちケアプランを作成します。

(3) サービスの質及び職員の資質向上

- ア お客様やご家族の意向を尊重し、予後予測の視点をもって適正にケアマネジメントができるよう人材育成に努めています。
- イ ケアマネジャーの専門性を高め、質の向上を図るために、法人本部で採用時及び定期研修 を年1回以上実施しています。
- ウ 定期的に、法人本部でケアマネジャー担当者会議を開催し、情報交換や制度理解、ケアプラン作成研修、業務改善等に取り組んでいます。
- エ 「自立支援」「認知症支援」「医療連携」に強いケアマネジャーを育成するために、テーマ別の勉強会を行っています。
- オ 毎週、事業所内で対応困難ケースの共有や事例検討を行い、ケアマネジャーのスキルアップとサービスの質の向上に努めています。
- カ 神奈川区ケアマネクラブで、研修委員の役割を担っています。
- キ 特定事業所として、主任ケアマネジャーと常勤のケアマネジャー3名を配置し、計画的に 研修を実施します。また、24 時間連絡体制を確保、週1回の内部会議の開催、地域包括 支援センターとの連携強化、困難事例への対応可能な体制づくりを行い、他法人と協働で 行う事例検討会、地域包括支援センターとの交流会、地域アセスメントなどを企画し実施 します。介護支援専門員実務研修にも協力します。

(4) 指定介護予防支援事業所との連携

地域ケアプラザ内にある居宅介護支援事業者として、新子安地域ケアプラザ地域包括支援センター職員とはもちろん、外部の指定介護予防支援事業所から委託されたお客様についても、適切なケアマネジメントを実施できるよう報告、連絡、相談を密に行いながら支援します。また、インフォーマルサービスを積極的に入れたプラン作成のために情報共有を図り、地域のサロンや事業などを組み込んだ計画の作成に努めます。

(6) 通所介護等通所系サービス事業 (実施施設のみ)

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

1 運営方針

(1) わかりやすい事業呼称

認知症対応型通所介護という名称を、当地域ケアプラザでは親しみやすい「青空」という呼称でわかりやすく広報をしています。

(2) 「お客様に信頼され、笑顔でつながるデイサービス」

誰にでもわかりやすい言葉で協会全体のデイサービスの目標を設定し、一丸となって運営に あたっています。

(3) 在宅生活の支援

住み慣れた地域での在宅生活を長く継続できるよう、自立に向けた支援を行っています。 看護職員による、自宅での自立生活に結びつく機能訓練を個々にご用意しています。

(4) サービスの質及び職員の資質向上

サービスに対する、より広い視点と発想を持てるよう、定期的に全職種のスタッフを対象に研修に取り組んでいます。法人独自の研修センターがあり、職員に向けて様々な研修を毎年実施しています。具体的には、職員の経験年数、職位に応じた「階層別研修」、接遇や介護技術などテーマ別の「課題別研修」、職種毎に必要な知識・技術の習得を目指す「職種別研修」、介護福祉士などの資格取得を支援する「資格取得支援研修」などがあります。

その他にも、事業所ごとに必要な知識習得のための研修を企画・実施しており、法人全体では、1,070回の研修を実施し、延べ13,938人の職員が参加しました(平成30年度実績)。

また、ドライバーには安全運転研修を実施しました。

2 サービスメニューについて

(1) 法人共通のサービスメニュー

- ア 定期的に体力測定を行い、その間の機能訓練の効果を可視化することで、お客様が機能 訓練に意欲的に取り組めるよう工夫しています。
- イ 認知症の方を対象とした機能訓練ボードを独自で考案・作成し、個々のお客様の状態に合わせて使い方をアレンジするなど、認知症予防だけでなく、職員とお客様、またお客様同士のコミュニケーションツールとしても活用しています。
- ウ 毎月のお客様・ご家族への報告は写真付きで報告しており、ご希望される場合は、ご利 用時の写真の提供をしています。

(2) 当地域ケアプラザ独自のサービスメニュー

ア 季節の行事を取り入れたレクリエーションやプラザ演芸で、楽しみながら介護予防につ

ながる工夫をしています。

- イ 四季折々の風景を盛り込んだ壁画制作が活発で、できた作品は地域ケアプラザの廊下に 飾る等、とても好評です。また、専門誌に投稿し入選したこともあり、お客様の制作意欲 にもつながっています。
- ウ 地域にある保育園の園児の訪問や、小学生、中学生、高校生の訪問もあり異世代交流を 楽しむ機会となっています。また、地域の演芸ボランティアさんの訪問も多く、人と人 とのふれあいの場としての交流も楽しんで頂いています。
- エ 通信カラオケ、健康麻雀、iPad 等の導入を行い、心身の健康維持に効果が得られています。
- オ 法人オリジナル「ちゅーりっぷ体操」をプログラムに組み入れ、実施しています
- カ 食事はお客様の大きな楽しみの一つです。当地域ケアプラザでは栄養バランスだけでは なく、お客様の嗜好や出身地等を考慮し、メニューや食材選び、味付け等を行い、お客様 に楽しんで召し上がっていただけるような食事の提供に努めています。また、お客様自 身がお好み焼きや水ようかん等を作り、おやつとして召し上がっていただくことで生活 意欲の向上を図っています。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載して ください。

地域ケアプラザをご利用くださるお客様のニーズに合わせた運営を行い、サービスの質の向上を 図るための経費を支出しています。

1 収支計画

地域ケアプラザを適切に運営するための収支計画を立て、地域活動交流事業と地域包括支援センター事業等、指定管理料を適切に支出しています。

2 利用者サービスのための経費

地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業における、テキスト代や 材料費等については実費相当額を頂き、収支報告書において適切に報告しています。また、通所介 護・認知症対応型通所介護事業については、介護保険法における利用料徴収を法令に基づき行って います。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

1 利用料金の収支の活用

(1) 自主企画事業の開催に当たっては、その事業の趣旨や内容を考慮した上で、必要に応じて

その実費相当額を参加費として徴収しています。徴収した参加費は、材料費やテキスト代、講師謝金、保険料等として使用しています。

(2) 通所介護・認知症対応型通所介護事業においては、食費や制作物に係る材料費等実費相当額をご負担いただき、その費用の一部に充当しています。材料費等をご負担いただくことで、ご本人の希望に沿ったレクリエーション等を提供できるよう、バリエーションに富んだサービス提供を行っています。

2 運営費等を低額に抑える工夫

(1)組織的な取組

- ア 指定管理の運営経費が軽減されるよう、組織的に取り組み、全スタッフへコスト意識を 徹底させるとともに、建物管理・保守、清掃等の委託業者の選定には、電子入札等を実施 し、コストを可能な限り低額に抑えています。
- イ 法人が受託している他の地域ケアプラザとの合同による車両リースの一括入札や消耗品 の共同購入などにより、経費節減を図っています。
- ウ 超過勤務の適正管理を徹底することで、人件費の節減を図っています。

(2) 事務の効率化

地域ケアプラザの労務、経理等の事務処理に関しては、事務職員が法人本部と連携を取り、業務や役割の分担を図りながら、事務の効率化に努めています。

(3) ヨコハマ3R夢【スリム】プラン(横浜市が進める環境都市を目指した政策プラン)の推進 ごみの減量や資源のリサイクル、リユースを積極的に実施し、環境への取組に力を入れると ともに、節電、節水をこまめに行い、コピー用紙の裏面使用などの資源の有効利用を励行して います。

(4) 省エネルギー対策

電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心がけ、冬季には服装で調節を行いながら 室内温度を調整し、経費節減に努めています。また、不要な照明の消灯、使用していない事務 用機器の電源を落として電力の節約を図っています。

7 前期の指定管理業務の実績(現在の指定管理者のみ記載してください。)

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

1 地域活動交流事業

平成30年度は自主事業を延べ122件実施し、参加者は2,387人でした。多目的ホール、地域ケアルーム、ボランティアルーム等の施設の利用は延べ21,136人で、ボランティア活動の参加者は団体活動65回、個人活動1,286回でした。これらの件数は過去5年間で増加しています。

様々な事業を企画、継続して運営していく中で計画的に自主化を支援し、その後も継続的にサポ

ートを行いながら、地域の社会資源の創出を地域の皆様と一緒に行ってきました。

2 地域包括支援センター事業

平成30年度は総合相談・訪問が延べ3,302件でしたが、令和元年度は第3四半期までで1,621件と年々多くなっています。今後も各関係機関と連携し、積極的な周知活動・出張相談等を行いながら、早期の相談、援助につなげていきました。

3 生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーターとして地域に出向き、活動の周知と地域課題の確認を行いました。活動の周知については、ふれあい活動員研修や有料老人ホーム、サロン等で地域ケアプラザの機能や介護保険、総合事業について話をしました。課題については、地域ケアプラザが考える課題と地域の方が捕らえている課題について確認すると同時に、何があるといいのか、どうするといいのかをサロン会場等で交流しながら、参加者も一緒に考えられるような場を作りました。

通所型サービスB「おとひめの台所」を平成30年10月に立ち上げ、地域ケアプラザ全体で後方支援するとともに、地域とのマッチングも行いました。通所型サービスB立ち上げの際に、地域の方の意見や理解を得るため、話し合いを行いました。また、サロンを開きたいと思っている方について、いろいろな選択肢が提供できるように、地域包括支援センターの保健師や神奈川区社会福祉協議会、区役所と連携して話し合いの場に参加し、新たに設立されたシニアクラブで行うサロンの立ち上げに協力しました。

4 居宅介護支援事業

平成 30 年度は居宅介護支援のお客様は延べ 1,248 人、介護予防支援のお客様は延べ 298 人です。お客様がいつまでも住み慣れた地域で、ご自分らしく、自立した生活が送れるよう、質の高いケアマネジメントを提供しました。

5 通所介護事業

平成30年度の通所介護のお客様は延べ9,041人、第1号通所事業のお客様は延べ2,028人、合計11,069人です。「青空」(認知症対応型通所介護:平成23年開設)のお客様は延べ2,020人でした。お客様の自立を支援し、お客様の持てる力の維持、向上を目指したサービスを提供しました。

(2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

平成28年度から平成30年度までの職員不在期間

- (1) 生活支援コーディネーター不在 平成28年4月(30日)
- (2)地域包括支援センター保健師不在 平成28年7月~8月(62日)

合計不在日数

92 目

合計配置日数 6,478日

指定管理料提案書及び収支予算書 (横浜市新子安地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位:円)

| / 地域ファンフラ連 | 3 T T T T T T T T T T T T T T T T T T T | (中位:门) |
|-------------------------------|---|--|
| 項目 | 積算根拠 | · 金額 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
| 賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※1 | 内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、 サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件 費) | 11, 157, 500 |
| 賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税) | 内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、 サブローディネーター等のうち賃金水準スライド <u>対象外</u> 人 件費) | 600, 000 |
| 事業費 (税込) | 自主事業等にかかる経費(材料費、講師謝金等) | 1, 520, 000 |
| 事務費(税込) | 備品購入費、通信運搬費、研修費、印刷製本費、広報費、保 | 857, 000 |
| 管理費(税込) | 11, 455, 000 | |
| 指定額 | 小破修繕費 474,000 円 | 474, 000 |
| 利用料金の活用 | 1 運営費の軽減に組織的に取り組み、全職員への経費節減の意識づけを徹底します。 2 協会本部や協会内他事業所と連携し、電子入札による委託業者の選定や物品の共同購入等で経費節減を図ります。 3 超過勤務の適正管理の徹底により、人件費の削減を図ります。 4 節電、節水やコピー用紙の裏紙使用など資源の有効活用を励行します。 5 今後も地域のニーズにあった事業展開を行っていくため、指定管理料に加えて、介護保険収入を活用します。 | △339, 000 |
| 施設使用料相当額 ※2 | | △3, 587, 500 |
| | 合 計 | 22, 137, 000 |

※1:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※2:指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

(2) 生活支援体制整備事業

(単位:円)

| 項目 | 積算根拠 | 金額 |
|------------------------------|---|----------|
| 賃金水準スライド 対象人件費 (非課税)※3 | 内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライ ド対象人件費) | |
| 賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税) | 内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費) | |
| 事業費 (税込) | 生活支援体制整備事業を実施するためにかかる経費 | 257, 280 |
| 事務費(税込) | 備品購入費、通信運搬費、研修費、印刷製本費、広報費、 保険料、賃借料、業務委託費、事務消耗品費等 | 144, 720 |
| | 合 計 | |

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位:円)

| 項目 | 積算根拠 | 金額 | | |
|-------------------------------|---|--------------|--|--|
| 賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※4 | 内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等の うち賃金水準スライド対象人件費) | 27, 057, 500 | | |
| 賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税) | - 1 内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等の 1 | | | |
| 事業費(税込) | 材料費、講師謝金等、事業にかかる経費 | 1, 430, 000 | | |
| 事務費(税込) | (税込) 備品購入費、通信運搬費、研修費、印刷製本費、広報費、保 除料、賃借料、業務委託費、事務消耗品費等 | | | |
| 管理費 (税込) | ・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費) | 3, 045, 000 | | |
| 指定額 | 協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円 | 756, 000 | | |
| 利用料金の活用 | 1 運営費の軽減に組織的に取り組み、全職員への経費節減の意識づけを徹底します。 2 協会本部や協会内他事業所と連携し、電子入札による委託業者の選定や物品の共同購入等で経費節減を図ります。 3 超過勤務の適正管理の徹底により、人件費の削減を図ります。 4 節電、節水やコピー用紙の裏紙使用など資源の有効活用を励行します。 5 今後も地域のニーズにあった事業展開を行っていくため、指定管理料に加えて、介護保険収入を活用します。 | △2, 894, 500 | | |
| | 合 計 | 30, 952, 000 | | |

※4: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数 (0.375 人工)) + (地域包括支援センター運営 事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係 る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位:円)

| (2) | 積算根拠。」。 | 金額 |
|---------|--------------|----------|
| 事業費(税込) | 介護予防事業にかかる経費 | 154, 000 |
| | 合 計 | 154, 000 |

| | | | | 1.11 | | | (単位:円) |
|---|---------------------------------------|-------------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | 項 | I | 3.年度 | 4年度 | 5.年度 | 6年度 | 7年度 |
| | | 地域ケアプラザ 運営事業(a) | 22, 137, 000 | 22, 137, 000 | 22, 137, 000 | 22, 137, 000 | 22, 137, 000 |
| | | 生活支援体制 整備事業(b) | | | | | |
| | 横浜市支払 想定額 | 地域包括支援 センター運営 (c) | -30, 952, 000 | 30, 952, 000 | 30, 952, 000 | 30, 952, 000 | 30, 952, 000 |
| 内 | | 一般介護予防 事業(d) | 154, 000 | 154, 000 | 154, 000 | 154, 000 | 154, 000 |
| 訳 | : | 合計(a)~(d) | | | | | |
| | 介護保険事業収入 | 介護予防支援事業 業・第1号介護 予防支援事業 | 16, 542, 000 | 16, 624, 710 | 16, 707, 834 | 16, 791, 373 | 16, 875, 330 |
| | | 居宅介護支援 事業 | 26, 210, 000 | 26, 341, 050 | 26, 472, 755 | 26, 605, 119 | 26, 738, 145 |
| | | 通所系サービス 事業 | 136, 757, 000 | 138, 808, 355 | 140, 890, 480 | 143, 003, 838 | 145, 148, 895 |
| | その他収入 | | 1, 100, 000 | 1, 100, 000 | 1, 100, 000 | 1, 100, 000 | 1, 100, 00 |
| | 収入合計(A) | | | | | | |
| | 人件費 | | | | | | |
| | 事業費 | | 13, 742, 609 | 13, 933, 631 | 14, 127, 308 | 14, 323, 677 | 14, 522, 776 |
| 内 | 事務費 | | 23, 856, 375 | 24, 187, 978 | 24, 524, 190 | 24, 865, 076 | 25, 210, 700 |
| 訳 | 管理費 | 管理費 | | 22, 087, 188 | 22, 394, 199 | 22, 705, 478 | 23, 021, 084 |
| | 消費税等 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| - | その他 | | 100, 000 | 100, 000 | 100, 000 | 100, 000 | 100, 000 |
| | 支出合計 | (B) | | | | | |
| | 収支(A | -в) | 9, 838, 269 | 8, 910, 338 | 7, 969, 863 | 7, 016, 693 | 6, 050, 676 |
| | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | | | | | |

団体の概要

(令和2年1月 日現在)

| (ふりがな) | (しゃかいふくしほうじん よこはましふくしさーびすきょうかい) |
|--------------------------|--|
| 団体名 | 社会福祉法人 横浜市福祉サービス協会 |
| 共同事業体又は中 (ふりがな) 名称 | 小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。 () |
| 所在地 | 〒220-0021 横浜市西区桜木町 6 丁目 31 番地 6 階 |
| 設立年月日 | 平成9年1月14日 |
| 沿革 | 前身である財団法人横浜市ホームヘルプ協会(横浜市外郭団体)は、昭和59年12月に設立され、横浜市の在宅福祉サービスを担い、先駆的に取り組んできました。平成9年1月に発展的に改組し、社会福祉法人横浜市福祉サービス協会を設立、横浜市の外郭団体から自立をしました。以降、老人ホームや地域ケアプラザの施設運営をはじめ、定期巡回や訪問看護ステーション、小規模多機能型居宅介護等にも取り組み、総合的な福祉サービスを目指した先進的な事業展開を続けています。 |
| 事業内容等 | 当協会は訪問介護事業のほか、地域ケアプラザ (20 館) や特別養護老人ホーム (3 館) の運営、高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業や訪問看護事業、小規模多機能型居宅介護事業、福祉用具貸与・販売事業等、ここ横浜の地でお客様である市民の皆様お一人おひとりの状況に真摯に向き合い、お客様の満足を第一に高品質なサービス提供を追求した事業を実施しております。実施している事業は以下の通りです。 ①訪問介護 ②訪問看護 ③通所介護 ④短期入所生活介護 ⑤福祉用具貸与 ⑥特定福祉用具販売 ⑦認知症対応型通所介護 ⑧小規模多機能型居宅介護 ⑨定期巡回随時対応型訪問介護 ⑩を間対応型訪問介護 ⑪地域密着型通所介護 ⑩居宅介護支援・⑬介護予防訪問看護 ⑩介護予防短期入所生活介護 ⑩介護予防福祉用具貸与 ⑩特定介護予防福祉用具販売 ⑪介護予防認知症対応型通所介護 ⑱介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑲第一号訪問事業 ⑳第一号通所事業 ㉑介護予防支援 ②介護老人福祉施設(老人ホーム) ㉓居宅介護 ⑳重度訪問介護 ⑳移動支援 ㉑介護老人福祉施設(老人ホーム) ㉓居宅介護 ㉑重度訪問介護 ㉑移動支援 ㉑青面相談支援 ㉑在宅生活支援ホームヘルプ事業 ⑳地域ケアプラザの受託運営 ㉑養護老人ホームの受託運営 ㉑高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 ㉑福祉用具・用品販売 |
| 財務状況 | |
| 連絡担当者 | |
| 特記事項 | |